その他告示

○外務省告示第百三十七号

令和七年十月二十九日にリマで、プルチュコ博物館における調査・教育機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月九日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　プルチュコ博物館における調査・教育機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八千万円

3　贈与の供与期限　令和十一年九月三十日

4　署名者

日本側　山元毅在ペルー大使

ペルー側　ウゴ・デ・セラ外務大臣

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百三十八号

令和八年三月六日にボゴタで、コロンビア共和国における紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における地雷対策促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億七千百万円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日本側　清水亨在コロンビア大使

国際連合側　小川和美国際連合地雷対策サービス部部長

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百三十九号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
ジュバにおける廃棄物管理改善計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文（令和三年十月六日付け）	令和七年七月二十四日	令和八年四月三十日
ダカール州配電網緊急改修・強化計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文（平成二十九年十二月十三日付け）	令和七年七月三十一日	令和八年六月三十日
保健サーベイランス国立研究所建設計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文（平成二十八年十月十日付け）	令和七年八月二十七日	令和九年三月三十一日
イバイ島太陽光発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の交換公文（平成二十九年十一月二十二日付け）	令和七年十月十四日	令和九年五月三十一日
シフォバフシュ国立医療センター及び共和国立心臓血管外科科学センターにおける医療機器整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文（令和二年二月一日付け）	令和七年十月二十日	令和九年十月三十一日
マンダレー港開発計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との交換公文（平成三十年三月二十二日付け）	令和七年十月二十三日	令和八年十二月三十一日
ヤンゴン新専門病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文（平成三十年三月二十二日付け）	令和七年十月二十三日	令和十一年三月三十一日
ラゴス変電設備緊急復旧・増強計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文（平成三十年十一月二十三日付け）	令和七年十月二十四日	令和十年八月三十一日
サッカル市における気象レーダー設置計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文（令和三年一月二十五日付け）	令和七年十月二十九日	令和十一年十二月三十一日
マナグア市における上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文（令和四年三月二十四日付け）	令和七年十二月五日	令和九年六月三十日

○外務省告示第百四十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年三月三十日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年三月三十日

発行年月日　令和六年三月二十七日

旅券番号　ＴＴ五八三五四四八

○外務省告示第百四十一号

令和八年三月六日にダカール（セネガル）で、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　赤松武在ギニアビサウ大使（セネガルにて兼轄）

世界食糧計画側　キンデイ・サンバ西部・中部アフリカ地域事務所代表

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百四十二号

令和八年三月十一日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十九年十一月十三日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったパティンバン港開発計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年二月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充